

再建企業の上場時期の早期化及び法律に基づかない整理に係る上場廃止基準の明瞭化等について

平成13年12月26日

証券会員制法人名古屋証券取引所

趣 旨

我が国においては、政府の「緊急経済対策」等を通じて“金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決”を図る観点から様々な対策が進められており、その一環として、「私的整理に関するガイドライン」の策定や会社更生法等の事業再建法制の整備など“企業再建の円滑化”のための施策が講じられている状況にある。

“企業再建の円滑化”は、a) 過剰債務を抱える一部の上場会社の投資魅力の向上につながる、b) 債務整理を経て生まれ変わった会社の再上場により魅力ある投資物件を投資者に提供することが可能となる、など証券市場にとっても有益な課題と言える。

そこで本所では、我が国経済の構造改革の促進に資するとともに、投資者がより早期の段階で再建後の企業を投資対象とすることができるよう、企業再建に関連する上場制度について整備を行うこととする。

見直しの骨子

項 目	内 容	備 考
1 .新規上場の申請要件の見直し	・会社更生法に基づく更生手続が終結した日の属する事業年度の末日から上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上経過していない場合には上場申請を受け付けないものとしている一律的な要件を撤廃する。	再建計画の遂行途上にある会社から上場申請が行われるような場合には、当該計画の定めによる株主の権利の制約、経営管理組織の整備・運用状況等が投資者保護上問題ないかどうかを含め、審査を行う。 ・利益の額に係る上場審査基準において、審査対象期間中に再建計画の定めによる債務の免除により発生する収益（債務免除益）がある場合には、当該額を控除して取り扱うものとする。

項 目	内 容	備 考
2．破産等に係る上場廃止基準の明瞭化等	<p>(1) 上場廃止基準の明瞭化 破産等に係る上場廃止基準に該当するものとして取り扱う「法律に基づかない整理」は、再建の見込みのないものであることを明示する。</p> <p>(2) 監理ポストへの割当等</p> <p>a 上場会社が、再建を目的とした法律に基づかない整理を行おうとする場合で、その再建計画の合意が得られないこととなった場合には、破産等に係る上場廃止基準に該当するおそれがあるものとして、監理ポストへ割当てする。</p> <p>b 上場会社は、前aに掲げる再建計画の合意が得られないこととなった場合には直ちにその内容を開示するものとする。</p>	<p>従来の取扱いの明瞭化を図る。</p> <p>・再建を目的とした法律に基づかない整理の開始等について公表されている場合に限る。</p>

・改正の時期

平成14年2月初旬の実施を目途とする。

以 上